

最低賃金改定 → 助成金増!?

10月1日より順次、最低賃金が引き上げられる事に伴い、厚生労働省は最低賃金が低い地方の中小企業への支援を手厚くする方針を固めました。

「業務改善助成金」という制度の見直しとして、最低賃金を30円以上引き上げた企業へは、労働者数に応じて全ての都道府県で一律50万～100万の助成金を支給していますが、今後は2019年10月に予定している消費税率10%への引き上げも見据え、基本の助成金を70万～120万へ引き上げるよう、年末までの予算編成過程で固めるとしています。

機械設備やPOS(販売時点情報管理)システム導入等設備投資にかかった費用の一部を助成し、生産性の向上と事業場内最低賃金の引き上げを促す目的だそうです。

No.	平成30年度 関西最低賃金改定状況		東京985円との比較
	大阪		
No. 1	大阪	936円	-49円
No. 2	京都	882円	-103円
No. 3	兵庫	871円	-114円
No. 4	奈良	811円	-174円
No. 5	和歌山	803円	-182円

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。